

第 7 4 回 国 民 体 育 大 会 宿 泊 事 務 実 施 要 領

1 趣 旨

この要領は、「第 7 4 回 国 民 体 育 大 会（茨 城 県）宿 泊 要 項」（以 下「宿 泊 要 項」とい う。）及 び「第 7 4 回 国 民 体 育 大 会 報 道 員 及 び そ の 他 大 会 関 係 者 宿 泊 規 程」（以 下「宿 泊 規 程」とい う。）に 基 づ き、宿 泊 要 項 及 び 宿 泊 規 程 適 用 者 に 係 る 宿 泊 業 務 の 実 施 に 関 し て 必 用 な 事 項 を 定 め る。

2 宿 泊 申 込 手 続 き

(1) 宿 泊 申 込 代 表 者

第 7 4 回 国 民 体 育 大 会 合 同 配 宿 本 部（以 下「合 同 配 宿 本 部」とい う。）は、第 7 4 回 国 民 体 育 大 会 に 参 加 し、ま た は 派 遣 さ れ る 者 の 宿 泊 申 込 に 関 し て 下 記 の 区 分 ご と に、そ れ ぞ れ 宿 泊 の 申 込 み に 関 す る 責 任 を 負 う 者（以 下「宿 泊 申 込 代 表 者」とい う。）を 指 定 す る。

宿 泊 申 込 代 表 者 は、宿 舎 の 責 に よ る 場 合 を 除 き、当 該 区 分 に 定 め る 者 の 宿 泊 の 申 込 み に つ い て 最 終 的 な 責 任 を 負 う。

区 分		宿 泊 申 込 代 表 者
都 道 府 県 選 手 団	選 手 ・ 監 督	各 都 道 府 県 体 育 協 会 会 長
	本 部 役 員	
視 察 員		
競 技 会 役 員		茨 城 県 内 の 各 競 技 団 体 の 長
競 技 役 員	県 内	
	県 外	全 国 を 統 括 す る 各 競 技 団 体 の 長
報 道 員		宿 泊 希 望 の あ っ た 各 社 の 代 表 者
そ の 他 大 会 関 係 者		宿 泊 希 望 の あ っ た 各 団 体 等 の 代 表 者

(2) 宿 泊 の 申 込 み

① 宿 泊 申 込 シ ス テ ム

第 7 4 回 国 民 体 育 大 会 の 宿 泊 申 込 み は、宿 泊 申 込 シ ス テ ム（合 同 配 宿 本 部 が 運 営 し、イ ン ター ネ ッ ト を 介 し て、宿 泊 の 申 込 み を 受 け 付 け 処 理 す る シ ス テ ム を い う。以 下「シ ス テ ム」とい う。）に よ り 申 し 込 ま な け れ ば な ら ない。

た だ し、シ ス テ ム に 異 常 が あ り、シ ス テ ム に よ る 申 込 み が 困 難 な 場 合 は、メー ル 等 に よ り 申 込 み を で き る も の と す る。

② 宿 泊 申 込 み に 必 要 な I D ・ パ ス ワー ド 等 の 通 知

合 同 配 宿 本 部 は、シ ス テ ム を 利 用 し た 宿 泊 申 込 み に 必 要 な I D ・ パ ス ワー ド 等 を 宿 泊 申 込 代 表 者 に 通 知 す る。

③ 申 込 方 法

宿 泊 申 込 代 表 者 は シ ス テ ム に ア ク セ ス し、合 同 配 宿 本 部 か ら 通 知 さ れ た I D ・ パ ス ワー ド を 入 力 し て ロ グ イ ン し、宿 泊 申 込 入 力 画 面 に 必 要 事 項 を 入 力 の う え 申 し 込 む。

なお、合同配宿本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

④申込先

国体宿泊センター

※連絡先 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 1-5-15 都市ビル 2階

電話：029-215-9240 FAX：029-215-9241

※システムのインターネットアドレス：別に定める

⑤申込期限

【事前登録】

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員，視察員，競技会役員， 競技役員（県内，県外），報道員，その他大会関係者	2019年6月17日（月）まで

（注）事前登録のない場合は、宿泊本申込を認められない。

【宿泊本申込】

区分	競技	申込期限
都道府県選手団 （本部役員）	水泳，バレーボール（ビーチバレーボール）， 体操	2019年8月2日 （金）まで
	上記以外の競技	2019年8月21日 （水）まで
都道府県選手団（選 手・監督），競技会役員， 競技役員（県内，県外）	水泳，バレーボール（ビーチバレーボール）， 体操，レスリング，セーリング，自転車，相撲， カヌー，ボウリング，ゴルフ，トライアスロン	2019年8月16日 （金）まで
	上記以外の競技	2019年9月2日 （月）まで
視察員，報道員，その 他大会関係者	水泳，バレーボール（ビーチバレーボール）， 体操	2019年8月2日 （金）まで
	上記以外の競技	2019年8月16日 （金）まで

（注）宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

（3） 宿舎の決定

- ① 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に宿舎の決定を行う。
- ② 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者に対し、ファクシミリ等により宿舎決定通知書を送付する。
- ③ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し、配宿決定通知書兼予約回答確認書を送付する。
- ④ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町村実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認ができるようにする。

(4) 宿泊の変更及び取消し

- ① 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し（以下「宿泊変更等」という。）については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。
また、都道府県選手団の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第 68 回国民体育大会における宿泊について」（平成 25 年 9 月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民体育大会委員会に報告する。
- ② 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、宿泊決定通知書が宿泊申込み代表者に到達した時または合同配宿本部がシステムにより画面上で確認できるようにしたとき以降とする。
- ③ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力のうち、合同配宿本部に申し込む。
- ④ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。
なお、調整結果については、宿泊申込代表者に再度宿舎決定通知書を送付するとともに、宿舎決定通知書をシステムで確認が行えるようにし、その処理経過を記録する。
- ⑤ 選手・監督が競技敗退後または荒天等による競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。
ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後、申し出の効力の発生は宿舎に申し出があった日時とする。
なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

3 宿泊責任者

- (1) 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。
- (2) 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理にあたる。

4 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項及び宿泊規程の定めるところにより現地にて精算を行う。その精算方法は原則として現金払いとするが、各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は、この限りではない。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について宿泊連絡票（様式 1）等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書（様式 2）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに合同配宿本部へ送付する。

また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

(5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

5 宿舎における紛議

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

(1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理にあたる。

(2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、合同配宿本部がその処理にあたる。

6 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は、国民体育大会終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

7 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。